

吉備中央町立上竹荘小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・いじめは、特定の人間関係の中でのトラブルや不適切なコミュニケーションにより相手の気持ちを傷つけることがきっかけとなる場合が多い。本校は小規模の学校で、児童同士の人間関係も良好であるが、コミュニケーション能力が未熟でトラブルに発展するケースがある。教職員は、情報を共有しチームを組んで対処する習慣が定着しているが、いじめの未然防止・早期発見に重点を置きながら、児童の実態把握や児童理解により一層に組織的に行っていく必要がある。また、保護者や地域も協力的であり、児童や教職員も一緒にいじめのない学校風土づくりを進めていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、全職員で定期的に児童の実態把握に努め、いじめ問題の解決のための取組を行う。また、学期に1回早期発見のための心のアンケートの実施や教育相談を行い、得られた情報を教職員間で共有を図る。

・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめ問題は、学校、保護者、地域が信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組むことで解決できると考える。

<重点となる取組>

・学期ごとに心のアンケートや教育相談を行い、児童の実態把握に努めるとともに、全職員で共通理解を図る。

・速やかな情報収集とチームでの対応をする中で、教職員の実践力の向上を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談会を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・いじめの問題についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。 ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や連携機関の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめへの対応 <対策委員会の開催時期> ・年3回(学期ごと) ・臨時会(事案発生時) <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の終礼等で全職員に周知 <構成メンバー> ・校外 スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、PTA会長 等 (ただし必要な場合) ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任 等 全 教 職 員	<連携機関名> ・町教育委員会 <連携の内容> ・保護者支援のための専門スタッフの派遣 ・月例報告などによる情報共有 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・岡山北警察署 <連携の内容> ・非行防止教室の実施 ・連絡会議や日常的な情報交換 <学校側の窓口> ・教頭、該当学年担任

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	(学級経営の充実) ・分かる、できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努めるとともに、自己肯定感を高められるようにする。 ・児童の実態を十分に把握し、あいさつや声かけ、スキンシップを通して、よりよい人間関係づくりに努める。 (道徳教育及び体験活動の充実) ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。 ・体験活動を通して、仲間と協力することの大切さや楽しさを学べるようにする。 (たてわり班活動の実施) ・たてわり班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人によりよく関わる力を身につける。 (児童の人権意識の育成) ・いじめ(人権)について考える週間において、児童が中心となっていじめ防止の意識を高めるための取組を進める。また、参観日などでの保護者への啓発を通して、家庭においても児童の人権意識や自己指導能力の育成が図られるようにする。 (居場所づくり) ・日頃の生活や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や達成感を感じられる学校づくりを進める。 (教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修会を行う。 (児童や保護者の研修) ・ネット上のいじめについて、児童の教育や保護者の啓発の促進をする。
② 早期発見	(実態把握) ・児童の様子に目を配り、児童の小さな変化も見逃さないように留意する。必要に応じて、個別に話を聞いたり、観察したりして早期に対応する。気になる様子が見られた場合は、週2回の終礼や月に1度のふれあい会で職員全員で共通理解する。 ・児童の実態把握のための心のアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・職員会議や終礼等で、各学年の実態や問題点、要望等について情報交換する場を設け、全職員で共通理解するとともに、次への児童に役立てる。 ・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (保護者や地域、関係機関との連携) ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。必要に応じて、関係機関との連携を図る。 ・ネット上の書き込みについての把握をして、ネットいじめに対処できる体制を整備する。
③ いじめへの対処	(いじめの発見や相談を受けたときの対応) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに情報を収集し、いじめの事実の有無の確認を行う。 (教職員の組織的対応と関係機関との連携) ・対策委員会を中心に、チームで丁寧な事実関係の把握を行う。得られた情報はチームで判断し、必要な場合によっては専門家の協力を得ながら、いじめへの組織的な対応を行う。 (いじめられた児童とその保護者への支援) ・いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行い、安心して学校生活が送れるよう最善を尽くす。 (いじめた児童とその保護者への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (いじめ解消の判断と解消後の継続的な指導) ・いじめが解消したとの判断は、(ア)いじめに係る行為が止んでいること、(イ)いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされているものとする。 (ア)のいじめに係る行為が止んでいるというのは、インターネットを通じて行われるものを含めて、いじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続していることとし、校長やいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する場合がある。また、(イ)いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことについては、いじめられた本人や保護者に対して心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認するものとする。 ・いじめを一過性の問題と考えず、複数の教職員で観察したり保護者の協力を得たりしながら継続的に指導する。